「(仮称) 遠別・初山別風力発電事業に係る計画段階環境配慮書」 に対する環境大臣意見

本事業は、株式会社レノバが、北海道苫前郡初山別村及び天塩郡遠別町において、 最大で出力288,000kWの風力発電所を設置するものである。

今日の地球温暖化の危機的状況においては、再生可能エネルギーの主力電源化を 進めることが不可欠であるが、再生可能エネルギーの導入拡大に伴い、景観や生物 多様性の観点を含めた環境等への影響について地域の懸念が顕在化している。令和 6年5月に閣議決定された第六次環境基本計画では、再生可能エネルギーの最大限 の導入に向けた取組を加速化するとした上で、再生可能エネルギー発電設備の不適 正な導入による環境への悪影響を防ぎ、地域の自然の恵みを損なうことなく地域の 合意形成を図りつつ、地域共生型の再生可能エネルギーの積極的な導入を目指す必 要があるとしている。

本事業について、事業実施想定区域(以下「想定区域」という。)及びその周辺に おいては、他の事業者によるものも合わせて100基を超える風力発電設備が環境影響 評価手続中であり、累積的な影響への考慮が必要な地域である。

また、想定区域及びその周辺では、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号。以下「種の保存法」という。)に基づき国内希少野生動植物種(以下「国内希少種」という。)に指定されているオジロワシ、オオワシ等の希少猛禽類の生息が確認されている。特に、想定区域は道北日本海側に位置しており、同地域の他事業の風力発電設備において、オジロワシのバードストライクが多数確認されている。

さらに、想定区域及びその周辺は、ノスリ等の猛禽類のほか、ハクチョウ類、ガン類、海ワシ類の渡り経路となっている可能性があることに加え、想定区域の北西側は海ワシ類の集団飛来地となっている。

くわえて、想定区域には、「山地災害危険地区調査要領」(平成28年7月林野庁)に基づく山地災害危険地区(地すべり危険地区)等が存在している。

その上、想定区域の大部分は、自然環境保全法(昭和47年法律第85号)に基づく自然環境保全基礎調査の第6回及び第7回調査(植生調査)において植生自然度が高いとされたササ群落、トドマツ-ミズナラ群落、エゾイタヤ-ミズナラ群落等の植物群落で構成されるとともに、森林法(昭和26年法律第249号)に基づき指定されている水源かん養保安林、土砂流出防備保安林となっており、事業の位置の選定に当たって、これらの要素が十分に考慮されていない懸念がある。

以上を踏まえ、本事業計画の更なる検討に当たっては、以下の措置を適切に講じられたい。また、それらの検討の経緯及び内容については、方法書以降の図書に適切に記載されたい。

1. 総論

(1) 対象事業実施区域の設定

対象事業実施区域の位置及び規模の検討や、風力発電設備及び附帯設備(以下「風力発電設備等」という。)の構造及び配置(以下「配置等」という。)の検討においては、現地調査を含めた必要な情報の収集及び把握を適切に行い、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、事業計画等に反映させること。

(2) 累積的な影響

想定区域の周辺においては、他の事業者による風力発電事業が環境影響評価手続中であることから、本事業との累積的な影響が懸念される。

このため、環境影響評価手続中の風力発電設備等に対するこれまでの調査等から明らかになっている情報の収集、環境影響評価図書等の公開情報の収集、他の事業者との情報交換等に努め、累積的な影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等の配置等を検討すること。

(3) 環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避又は低減を優先的に検討し、 環境影響の回避又は低減が困難な場合にあっては、代償措置を検討すること。

(4) 事業計画の見直し

上記(1)から(3)のほか、「2.各論」において、本事業の実施による重大な影響を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。

(5) 関係機関等との連携及び地域住民等への説明

本事業計画の今後の検討に当たっては、関係機関等との調整を十分に行った上で、方法書以降の環境影響評価手続を実施すること。また、地域住民等に対し丁寧かつ十分な説明を行うこと。

2. 各論

(1)騒音に係る影響

想定区域及びその周辺には、複数の住居が存在しており、そのうち複数の方向から風力発電設備の影響を受ける可能性がある住居も存在していることから、稼働時における騒音に係る生活環境への影響が懸念される。

このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」(平成 29 年 5 月環境省) その他の最新の知見等に基づき、住居への影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、風力発電設備について住居から離隔を確保すること等により、騒音に係る生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

(2) 風車の影に係る影響

想定区域及びその周辺には、複数の住居が存在していることから、稼働時における風車の影に係る生活環境への影響が懸念される。

このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、住居への影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、風力発電設備について住居から離隔を確保すること等により、風車の影に係る生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

(3) 水環境に対する影響

想定区域の大部分は、森林法に基づき指定されている水源かん養保安林、土砂流出防備保安林となっているほか、想定区域及びその周辺には、河川、沢筋、水道等の取水地点が存在していることから、本事業の実施に伴う工事中の土砂及び濁水の流出等による水環境への影響が懸念される。

このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、土砂及び濁水の流出等による水環境への影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、改変区域と河川、沢筋及び取水地点の距離の確保、工事中の土工量の抑制、沈砂池の設置等を行い、土砂及び濁水の流出を最小限に抑えること等により、水環境への影響を回避又は極力低減すること。

(4) 土地の改変に伴う自然環境に対する影響

想定区域の大部分は、森林法に基づき指定されている水源かん養保安林、土砂流出防備保安林となっているほか、想定区域には、「山地災害危険地区調査要領」に基づく山地災害危険地区(地すべり危険地区)等が存在することから、土地の改変に慎重を要する地域である。また、想定区域の尾根付近は、風力発電設備の設置の際に活用できる既設道路等が少ないことから、大規模な造成工事や道路工事に伴う土砂崩落、河川・沢筋等への土砂及び濁水の流出等による自然環境への影響が懸念される。

このため、関係機関等と調整の上、土砂及び濁水の流出等による河川・沢筋等の自然環境や動植物の生息・生育環境への影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。また、これらの結果を踏まえ、風力発電設備等の配置等を検討することにより、土砂の崩落又は流出の可能性の高い箇所の改変を回避又は極力低減するとともに、土地の改変量を可能な限り抑制し、自然環境への影響を回避又は極力低減すること。

(5) 鳥類に対する影響

想定区域及びその周辺では、種の保存法に基づき国内希少種に指定されている オジロワシ、オオワシ等の希少猛禽類の生息が確認されている。特に、想定区域は 道北日本海側に位置しており、同地域の他事業の風力発電設備において、オジロ ワシのバードストライクが多数確認されている。これらのことから、風力発電設 備への衝突、移動の阻害等による鳥類への重大な影響が懸念される。

また、想定区域及びその周辺は、ノスリ等の猛禽類のほか、ハクチョウ類、ガン類、海ワシ類の渡り経路となっている可能性があることに加え、事業実施想定区

域の北西側は、海ワシ類の集団飛来地となっていることから、これらの渡り鳥への影響も懸念される。

このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、専門家等からの助言を踏まえ、鳥類への影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、環境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響を回避又は極力低減すること。

(6) 植物及び生熊系に対する影響

想定区域の大部分は、自然環境保全法に基づく自然環境保全基礎調査の第6回及び第7回調査(植生調査)において植生自然度が高いとされたササ群落、トドマツーミズナラ群落、エゾイタヤーミズナラ群落等の植物群落で構成されるとともに、森林法に基づき指定されている水源かん養保安林、土砂流出防備保安林となっていることから、本事業の実施による植物及び生態系への重大な影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により自然度の高い植生等が存在する区域を明らかにした上で、植物及び生態系への影響について適切に予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、既存道路、無立木地等を活用すること等により、自然度の高い植生、保安林等の改変を回避又は極力低減すること。